

【第 5 号議案】(審議事項)

特別維持会員会費変更に関する件

現行会費:

維持会員のうち『1100 会員規程』において規定する特別維持会員(軽金属圧延 3 社:株式会社神戸製鋼所、日本軽金属株式会社、株式会社 UACJ)については、次に従って計算した額を負担する。

- (1)3 社の会費総額を年額 14,500 千円とする。
- (2)基本会費を各社 1,000 千円とし、残りの 11,500 千円を前年度の生産割合で比例配分する。生産割合は 3 社の生産量を適用し算出する。

改定会費:

維持会員のうち『1100 会員規程』において規定する特別維持会員(軽金属圧延 3 社:株式会社神戸製鋼所、日本軽金属株式会社、株式会社 UACJ)については、次に従って計算した額を負担する。

- (1)3 社の会費総額を年額 14,500 千円とする。
- (2)基本会費を各社 1,500 千円とし、残りの 10,000 千円を前年度の生産割合で比例配分する。生産割合は 3 社の生産量を適用し算出する。

改訂趣旨:

令和 5 年度より、特別維持会員が軽金属圧延である株式会社 UACJ、株式会社神戸製鋼所、日本軽金属株式会社の 3 社となった。現行会費は、特別維持会員会費総額を 14,500 千円とし、基本会費 1,000 千円、残りの 11,500 千円を前年度の生産割合で比例配分していた。しかし、3 社となり、財務委員会(特別維持会員)3 社で協議し、特別維持会員の総額は 14,500 千円を維持することとし、基本会費 1,500 千円とし、残りの 10,000 千円を前年度の生産割合で比例配分することで合意した。